

福島区地域福祉ビジョン

(素案)

平成 29 年 (2017 年) 月
福 島 区 役 所

表紙のうらページ（余白）

はじめに

近年、少子高齢化や価値観の多様化、核家族化の進行等により、地域における人と人のつながりは希薄化が進み、子育ての不安や介護の悩み、孤立、虐待などの問題が起こっています。

市民が安心して暮らせる社会の実現には、多様な個人や地域団体、企業やNPO・ボランティア団体、福島区役所、福島区社会福祉協議会など、福祉に関わるさまざまな主体が力を合わせ、足りないところを補い合い、サービスを組み合わせたり生み出す工夫をしながら、地域福祉を進めていくことが求められています。

そのような中で、地域活動の中心である地域活動協議会・町会・女性会等の地域団体の活動への参加者が少なくなり、地域社会を基盤とした組織・グループは“活動者の減少と高齢化”という大きな課題を抱えています。

これは、新しい担い手が活動に参加しなくなっていることから起こることであり、地域を基盤とした活動を広げるためには、今までの地域組織を中心とした活動だけでなく、市民一人ひとりが同じテーマや活動内容でつながるグループや組織とも協働し、良い部分を活かしながら新たな連携で共に支え合うことなどが必要です。

また、近年福島区はマンションの建設が急増し、人口の増加と共に、地域社会と「つながり」を持たない、町会に加入しない人たちが増えていますが、それらの人たちの中にも地域活動に参画したいという人が存在し、参加しやすいテーマ型の活動の広がりが望まれています。

福島区役所では、既存のコミュニティ活動の発展や新たなグループや組織による活動の定着を通じて新しい担い手が発掘・養成されるなど、多様な活動が誕生していくように支援し、福祉活動との連携が図られる様に、「誰もが住み慣れたまちで、安心して安全にして暮らし続けられる」ことをめざす「地域福祉の推進」について、担い手である福島区在住・在勤・在学の住民（市民、区民）、組織・団体、事業者、行政等が、福島区で取り組む地域福祉の推進の方向性（ビジョン）を「福島区地域福祉ビジョン」として策定します。

平成 29 年（2017 年） 月
福島区地域福祉ビジョン策定委員会

も く じ

第1章 「福島区地域福祉ビジョン」の策定にあたって

1. 策定の背景	1
2. 地域福祉とは	1
3. 「福島区地域福祉ビジョン」の位置づけ	2

第2章 「福島区地域福祉ビジョン」の基本理念と めざしていきたいこれからの地域福祉

1. 基本理念と推進のための原則	3
2. めざしていきたいこれからの地域福祉	4
(1) 視点	
(2) 地域福祉の具体化に向けた目標と方針・取り組み	
3. それぞれの取り組み	11
4. 期待されるそれぞれの役割	17
(1) 期待される市民の役割	
(2) 期待される地域団体・施設・学校・企業等の役割	
(3) 福島区役所の役割	
(4) 福島区社会福祉協議会の役割	
5. 地域福祉推進の支援体制	18
6. 「福島区地域福祉ビジョン」の普及啓発	18

第3章 福島区の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 概況	19
2. 地域における福祉活動・地域活動の状況	20
(1) 地域での福祉活動	
(2) 民生委員・児童委員の活動	
(3) 地域で取り組まれている活動	
(4) サロン活動	
(5) 有償活動	
(6) ボランティア市民活動団体の活動	
(7) 学校での福祉教育	
(8) 地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の活動	

3. 福島区における社会福祉・医療事業の施設・事業所の状況……………	22
(1) 高齢者福祉施設・事業所数	
(2) 児童福祉施設・事業所数	
(3) 障がい児・障がい者施設・事業所数	
(4) 医療関連施設・事業所数	
4. 地域における社会問題……………	23
(1) 高齢化の進行と地域包括ケアシステムの構築	
(2) 少子化と子育て家庭の福祉的課題	
(3) 人権の尊重と福祉教育の推進	
(4) 障がい児・障がい者の自立支援	
(5) 虐待や社会的孤立の増大	
(6) 生活保護の現状	
(7) 健康寿命の延伸	
(8) 地域福祉活動の担い手や場所の拡大	
(9) 地域防災力の強化	
5. 法律等の施行と改正……………	28
(1) 地域包括ケアシステムの構築	
(2) 子ども・子育て支援施策	
(3) 子どもの貧困対策	
(4) ひとり親家庭等自立支援施策	
(5) 生活困窮者支援施策	
6. 区民モニターアンケートにおける区民意識の状況【参考】……………	30

用語解説……………	33
-----------	----

福島区地域福祉ビジョン策定委員会名簿……………	37
-------------------------	----

1. 策定の背景

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化の進行、集合住宅やワンルームマンションなど居住形態の変化、ライフスタイル・個人の価値観の多様化、プライバシーへの配慮の高まりなどから、ご近所の「支え合い」や「つながり」が変化し、身近な地域における社会的な「つながり」が希薄化しています。また、子育てや介護におけるストレス、不安定な経済情勢による社会不安が増幅され、虐待や自殺、ひきこもりなどの社会問題が深刻化しています。

福島区においても、中高層マンションの建設により人口が増加しており、マンションに住む人の地域組織や活動に参加する割合の変化、生活スタイルの違いによる「つながり」の希薄化など、前述の状況に加えて課題の潜在化が進んでいます。

一方、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や、制度では総合的に十分な対応ができない複合的な課題が表面化する中、公的な福祉サービスを充実するとともに、制度の狭間を埋める取り組みや、地域における支え合いを再構築する取り組みが必要となっています。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、行政をはじめ社会福祉協議会、地域社会を基盤とする社会福祉法人、市民や地域団体、ボランティア団体やNPO、学校、企業、商店などの地域社会を構成するさまざまな団体や個人が協力し合って、地域に暮らすすべての人が個人としての尊厳を持って、住み慣れた地域の中でその人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、共に生き、支え合う地域社会を形成していこうとする福祉課題の解決に取り組む考え方です。

また、課題の解決のためには、地域福祉を担う人や組織がお互いを理解・尊重し、信頼関係の醸成を図るとともに、それぞれが担うべき役割を認識し合い、よりよい協働を推進することが大切です。

福島区では、地域福祉の取り組みを進める規模として、おおむね小学校区域を単位とした小地域レベルと中学校下を単位とした中学校区レベルと福島区全域の区レベルの3つの圏域レベルを設定しています。

※ 小地域レベルでの活動は、概ね小学校区程度のエリアで行われていますが、活動の取り組みやサービスの内容などによって、町会・マンション単位をエリアとするなど、柔軟にとらえています。

《福島区の圏域レベルのイメージ》

区レベル

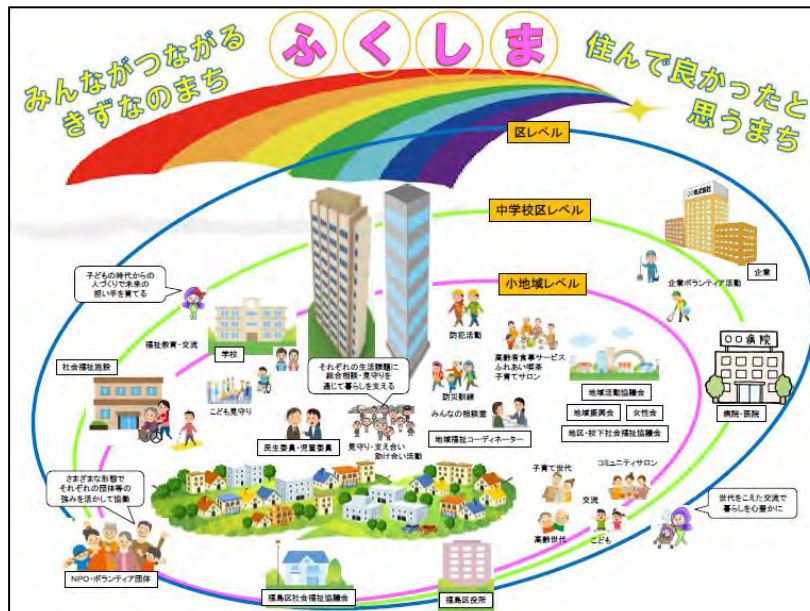
- ・福島区地域福祉ビジョンの推進
- ・区全体の課題抽出と対応
- ・各地域レベルの課題に対する支援
- ・新しく福島区民となった方々への地域活動参画への支援

中学校区レベル

- ・地域間の情報交換、連携
- ・広域的な支援が必要となる対応
- ・企業や団体との連絡調整
- ・既存サービスで対応困難な場合のサービス開発検討

小地域レベル

- ・地域の実情に合わせた地域活動
- ・福祉ニーズの把握、掘り起こし
- ・地域における要援護者の把握と見守り声掛け
- ・関係機関への取り次ぎ
- ・地域福祉の新たな担い手の発掘、育成



3. 「福島区地域福祉ビジョン」の位置づけ

福島区では「福島区将来ビジョン」として平成30年度から概ね4年間の福島区のめざすべき姿についてとりまとめ、その中で区の将来像として「お子さんからお年寄りまで、これからも住み続けた いまち 福島区」をめざすこととしています。「福島区将来ビジョン」では、4つのめざす姿として「①人と人とがつながり支え合うまちづくり、②次世代を元気に育むまちづくり、③にぎわいと魅力あふれるまちづくり、④区民が満足・納得できる区役所づくり」を中心に区政を推進していくこととしています。

この「福島区地域福祉ビジョン」は「福島区将来ビジョン」における地域福祉に関する施策をより具体的に細分化し、福島区のすべての人が個人としての尊厳を持って、住み慣れた地域の中でその人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう地域社会を持続させていく取り組みを推進する計画で、その理念や取り組みの方向性を示すものです。

めざしていきたいこれからの地域福祉

「福島区地域福祉ビジョン」では、区のめざすべき将来像とその実現に向けた施策展開の方向性を定めた「福島区将来ビジョン」と福島区における地域福祉の課題を踏まえた基本理念を掲げ、それを達成するための目標を設定します。また、その目標へのアプローチとなる方針に従って施策の取り組みを進め、地域福祉の推進と各地域での取り組みを行政としてサポートしていきます。

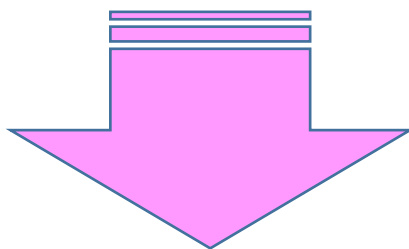
1. 基本理念と推進のための原則

《めざすべき将来像》

- ・人と人がつながり、支え合う（福島区将来ビジョン）
- ・日常から顔見知りになりつながっている（福島区将来ビジョン）
- ・住み慣れたまちで住み続ける
- ・市民主体のまち

《福島区の課題》

- ・人口と一人世帯割合の増加による「つながり」の希薄化
- ・子育てや介護の問題、高齢者・障がい児・障がい者・児童等の虐待問題、子どもの貧困や生活困窮などの生活問題、詐欺被害を含む消費者問題などの福祉課題の増加
- ・マンションに住む人の地域組織や活動に参加する割合の変化
- ・地域活動・地域福祉活動の担い手の不足



基 本 理 念

人と人が互いに認め、支え合い、安心して安全に
自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

基本原則

《市民主体》

- ・市民の主体的な地域づくりと福祉活動への参加の促進
- ・寄付や寄贈、後方支援（ホームページ運用支援 etc.）など、多様なスタイルによる参加

※「福島区地域福祉ビジョン」では、福島区に在住・在勤・在学または、福島区に興味を持つすべての人や企業・施設を「市民」と表現しています。

《共生》

- ・排除することのない地域社会づくり
- ・誰もが支援の「受け手」であり、また、支援の「担い手」である理解と社会的な役割の機会の提供

《協働による実践》

- ・同じカテゴリーの他団体との協働
- ・違うカテゴリーの多団体との協働

※地域と民間組織(社会福祉法人、ボランティア・NPO 含む)と行政が協働する

2. めざしていきたいこれからの地域福祉

(1) 視点

《暮らしを支える》

身近な地域で、高齢者・障がい児・障がい者・子ども・外国籍住民・生活困窮者など生活課題を抱える人たちに気づき、見守る事や総合相談などを通じ、一人ひとりの生活を支える仕組みづくりが大切です。

	生活課題（例）
乳幼児期～子ども	ゆとりある生育環境の確保、親や他者からの愛情不足、育児負担からくる虐待 など
児童、生徒	社会体験や多様な世代との関わりの少なさ、遊びの機会・場所・時間の少なさ、孤立、孤食、貧困 など
青壮年	仕事とプライベートの両立（ワーク・ライフバランス）、不安定な労働環境（非正規雇用）、地域活動やボランティア・NPO 等への参加の機会の少なさ など
高齢期	加齢による身体的・精神的機能の低下による能力低下、行動範囲や人間関係の縮小化、認知症による徘徊、死別等による一人世帯、詐欺被害、孤立、介護者の不足 など
障がいのある人	学習や遊び・体験の制限、他者との関わりの少なさ、就労困難な状況、自立した生活を営むことの難しさ など
外国籍住民	文化や習慣の習得の難しさや周りの無理解、生活情報や地域コミュニティ情報の入手や活用の難しさ など

《暮らしを心豊かに》

これまでの人間関係や社会との「関係性」を重視し、その関係性を維持または構築するために、生活の場（地域）で交流やサービス利用ができることが大切です。

そして、これからは「一方通行的に支える・支えられる関係性」ではなく、お互いに支え合う「役割の創造」※を行えるよう支援することも必要です。

※「役割の創造」：子育て経験者がこれから子育てする親に関わる、高校生が小学生に関わる、障がいのある若者が高齢者に関わるなど、支援を受ける側の人が場面を変えて支援する側の人となることや役割を担うこと。

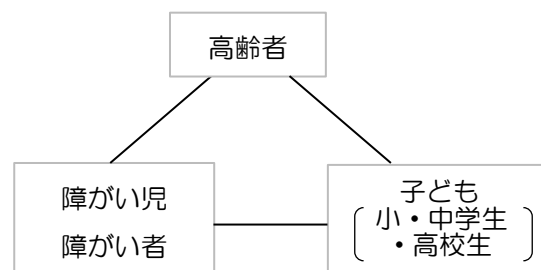
平成28年度地域福祉シンポジウム（平成28年11月12日開催）において、「福島区での理想の地域活動を思い浮かべてください」という問いに対して参加者から「行きたい場所や活動」、「会いたい人、交流したい人」について、次のようなアイデアをいただきました。「生活の場（地域）で交流」はどういった形が考えられるか、このアイデアを参考にしていきます。

【行きたい場所や活動】

- 町会単位で、どんな年代も集える時間を設ける
（ゲームをする、歌を歌う、お花の交換、ダンスなど）
- お茶会、茶話会
- 料理づくり
- 技の伝承
- 一緒に遠足、散歩
- 食べ歩き
- 防災訓練
- 子ども食堂
- 子育てサロン
- 高齢者のサロン
- 多世代交流サロン
- 古着物等リサイクルやリフォーム
- 古民家再生（リノベーション）
- ラジオ体操
- 声かけ運動
- ラジオ体操→3時のおやつ→夜に気の合う人とTV鑑賞
- 公園清掃→植える→収穫した野菜をみんなで食べる
- 美化活動
- 地域のカフェ
- 老人ホーム等への訪問

【会いたい人、交流したい人】

- 世代間交流
- 「日中、地域で生活や仕事をしている人」と「日中、地域外で仕事や生活している人」との交流



《さまざまな形態で》

多様な個人や地域団体、企業やNPO・ボランティア団体などの組織が、区域や小中学校区域だけでなく、互いの強みを活かした協同・協働により、そのエリアや多様化するニーズに合った支援ができる環境づくりが大切です。

- 地域住民の参加と協働
- 地域住民の主体形成
- 広域なエリアやブロック単位とした福祉教育、ボランティア活動体験
- 地域福祉の推進を担う組織、人材の育成
- (仮)小地域福祉活動計画の策定やその支援
- ネットワーク構築の支援



【参考資料】

厚生労働省ホームページ 介護保険制度の概要 平成 26 年介護保険法改正

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html

[平成 26 年\(2014 年\)介護保険法改正 \(9 ページ\)](#)

- ※ さまざまな圏域で取り組まれるこれらの活動は、顔の見える関係づくりに大きな役割を果たしています。
- ※ 大阪市内において、図中の「自治会」は「町会」となっており、各地域でそれぞれの取り組みが行われています。

(2) 地域福祉の具体化に向けた目標と方針・取り組み

「福島区地域福祉ビジョン」は「誰もが住み慣れたまちで、安心して安全に暮らし続けられる」ことを実現するにあたり、目標A「生活課題の解決」、目標B「つながりづくり」、目標C「地域づくり」とし、3つの目標で推進していきます。

また、3つの目標に対して具体的な方針を設定し、それぞれの目標に取り組めます。

- ※ 具体的な内容については、11ページ以降に掲載しています。

基 本 理 念

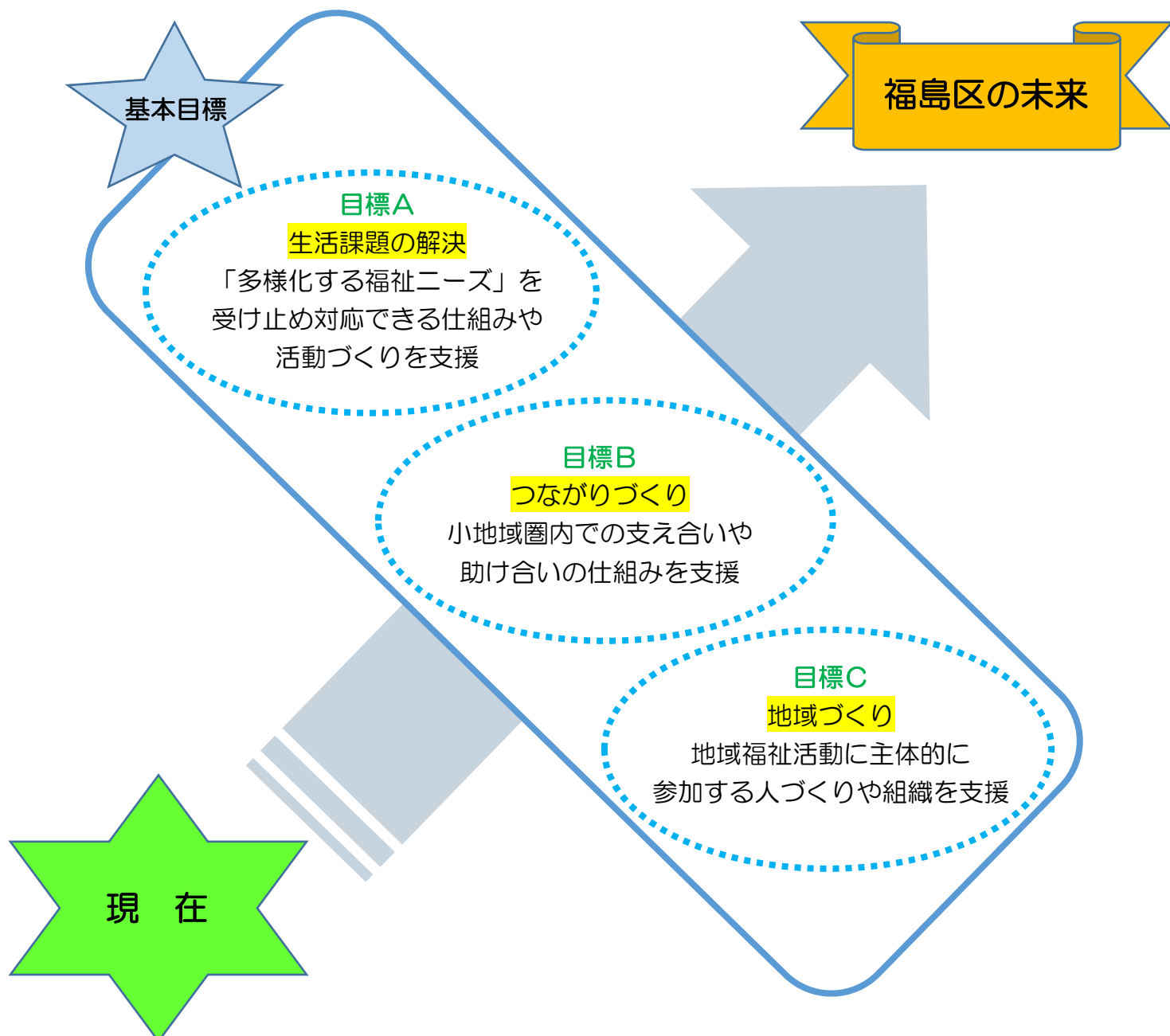
人と人との互いに認め、支え合い、安心して安全に
自分らしく暮らせる、つながりのあるまち「ふくしま」

基本原則

市 民 主 体

共 生

協働による実践



目標A ～生活課題の解決～

「多様化する福祉ニーズ」を受け止め
対応できる仕組みや活動づくりを支援

方針：区民誰もが生活しやすいと実感できるよう、生活のしづらさを抱えている住民を支援する

生活課題の発見とニーズ把握の体制づくり

あらゆる相談に対応する総合的な体制の充実・強化

社会福祉施設及び各種福祉団体間の連携強化

福祉サービス利用の支援と制度の狭間にある方々への支援

ニーズに応じた新しい活動の開発支援

情報提供と発信の充実

目標B ～つながりづくり～

小地域圏内での支え合いや助け合いの仕組みを支援

方針：区民誰もが、安心した暮らしが送れるよう、友人や近隣住民を含む地域社会とのつながりづくりを支援する

ご近所の関係づくりと地域の連携「近助（きんじょ）」

地域の交流の場づくり

地域における見守りネットワーク体制の強化

災害時要援護者支援体制の強化

目標C ～地域づくり～

地域福祉活動に主体的に
参加する人づくりや組織を支援

方針：区民誰もが安全で安心して暮らし続けられる地域づくりを支援する

地域福祉を支える人材づくり

ボランティア活動・NPO活動の推進と活動を行う組織を支援

人権施策及び福祉教育の推進

「多様化する福祉ニーズ」を受け止め、対応できる仕組みや活動づくりを支援

“安心して暮らせるまち”であるためには、必要なときに、必要な支援がすばやく的確に得られるということが重要です。そのためには、市民の福祉ニーズを受け止め、対応できる仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりを考えなければいけません。

福島区内でも、昔からのまち並みが残り、高齢化率の高い地域や単身世帯の多い地域、高層マンションがある地域、子育て世代が多い地域など、地域の特性はさまざまです。地域の生活課題にも違いが見られることから、より身近なところで市民の福祉ニーズを受け止めるための仕組みづくりが必要となります。

また、複雑・多様化する生活課題に対応するためには、課題を早期に発見し、総合的に対応することが必要であり、相談支援体制の充実が重要です。そこで、関係機関や団体等と連携し、身近なところでの気軽な相談から専門的な相談まで、ニーズにあった情報提供や相談支援体制の一層の充実を図るとともに、生活課題・ニーズに対して適切に対応できる仕組みづくりと新しい活動の支援をめざします。

方針：区民誰もが生活しやすいと実感できるよう、生活のしづらさを抱えている住民を支援する

- 取り組み1 生活課題の発見とニーズ把握の体制づくり
- 取り組み2 あらゆる相談に対応する総合的な体制の充実・強化
- 取り組み3 社会福祉施設及び各種福祉団体間の連携強化
- 取り組み4 福祉サービス利用の支援と制度の狭間にある方々への支援
- 取り組み5 ニーズに応じた新しい活動の開発支援
- 取り組み6 情報提供と発信の充実

小地域圏内での支え合いや助け合いの仕組みを支援

私たちの暮らしの基盤は「地域」にあります。ひとくちに「地域」といっても、その範囲はさまざまですが、日々の暮らしという点から考えると、徒歩で移動できる日常生活圏（小学校区あるいは町会単位程度）での地域のあり方が大変重要になります。

日常生活圏での人々のつながりや支え合い、そして課題への取り組みが、一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。

しかし近年は、近隣関係の希薄化が進んでいるといわれており、かつてあった助け合いや支え合いがうまく機能しなくなっている地域、また、そもそも市民同士の関わりがあまりないような地域も増えています。

その一方で、ひとり暮らしの高齢者や障がい児・障がい者等への見守り、買物支援、配食サービスなど、地域での支え合いや助け合いの必要性は増えています。地域から高齢者の孤立死を出さない

ように、また、子育てに悩む保護者が地域の中で孤立しないように、障がいのある人もない人も、誰もが地域で安心していきいきと暮らせるようにすることが重要です。

そこで、市民同士が出会い、つながるための仕組み、さらに支え合い、助け合うことのできる仕組みづくりをめざします。

方針：区民誰もが、安心した暮らしが送れるよう、友人や近隣住民を含む地域社会とのつながりづくりを支援する

取り組み１ ご近所の関係づくりと地域の連携「近助（きんじょ）」

取り組み２ 地域の交流の場づくり

取り組み３ 地域における見守りネットワーク体制の強化

取り組み４ 災害時要援護者支援体制の強化

《 目標Ｃ ～地域づくり～ 》

地域福祉活動に主体的に参加する人づくりや組織を支援

市民一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを自ら模索し、提案し、実現していくことが地域福祉の基盤をつくります。幅広い層の市民が地域福祉活動の担い手となり、活動のすそを広がっていくことが重要となります。地域福祉を支える人材を育成し、ボランティア活動・NPO活動の推進と活動を行う組織への支援をしていきます。

また、地域には、さまざまな背景や課題を持つ人々がいます。その多様性を認め合い、地域で共に暮らしていくためには、すべての人が人権意識・福祉意識を高め、地域で福祉文化を育んでいくことが重要です。

そのために、子どもから高齢者まで、地域で生活をとにするすべての人が地域福祉の担い手としての自覚を持ち、福祉文化・意識を育めるように、施設や学校とも連携して福祉教育や学習機会などの充実に努めます。

方針：区民誰もが安心して安全に暮らし続けられる地域づくりを支援する

取り組み１ 地域福祉を支える人材づくり

取り組み２ ボランティア活動・NPO活動の推進と活動を行う組織を支援

取り組み３ 人権施策及び福祉教育の推進

※ 地域福祉活動は、地区・校下社会福祉協議会（連合振興町会）のエリアで行われていますが、活動の取り組みやサービスの内容などによって、町会単位をエリアとするなど、柔軟にとらえています。

3. それぞれの取り組み

目標A ～生活課題の解決～

「多様化する福祉ニーズ」を受け止め対応できる仕組みや活動づくりを支援

取り組み1 生活課題の発見とニーズ把握の体制づくり

生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結びつけるためには、地域や隣近所の人も巻き込んだ地域ぐるみの取り組みが重要であり、住民が身近なところで気軽に相談を行える場づくりが必要です。

→ 【区役所】身近に相談できる窓口でのニーズの把握と対応できる窓口への橋渡し

- ・生活あんしん相談窓口での支援
- ・地域福祉コーディネーターとの連携
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・ふくしま暮らし支え合いシステム（福島お助けネットワーク）との連携
- ・地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）との連携
- ・高齢者や障がい児・障がい者・子どもなどの関係機関との連携

☆市民・団体・施設などの関連する活動

地域での見守り活動、コミュニティサロンの支援・連携、発達障がい・知的障がい児の親の会等の自助グループへの支援と連携 など

取り組み2 あらゆる相談に対応する総合的な体制の充実・強化

地域には、生活課題を抱える住民や、さまざまな人権に関する相談を必要とする市民がいます。そのような課題に対応するため、住民の身近な民生委員・児童委員への相談をはじめとした高齢者支援、障がい児・障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援など多様な相談支援事業が実施されています。複雑・多様化するニーズに、これらの支援体制がより効果的に機能するためには、各相談支援体制が分野を越えて連携し、一層の充実を図る必要があります。

→ 【区役所】複合的な生活課題にも対応できる相談・支援体制の充実

- ・生活あんしん相談窓口での支援
- ・区役所窓口での人権相談
- ・地域支援機関との連携
- ・民生委員・児童委員への情報提供や研修機会の充実
- ・地域福祉コーディネーターへの情報提供や研修機会の充実
- ・地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）との連携
- ・高齢者や障がい児・障がい者・子どもなどの関係機関との連携

☆市民・団体・施設などの関連する活動

地域での見守り活動、コミュニティサロンとの連携、精神保健福祉ボランティア等のボランティアグループとの連携、税理士・行政書士等の士業団体との連携 など

取り組み3 社会福祉施設及び各種福祉団体間の連携強化

地域における相談支援体制の充実を図り、総合的なマネジメントを強化していくためには、住民の身近な社会資源である福祉施設の機能を積極的に活かしていくことが望めます。

社会福祉法人は、地域福祉の充実・発展に寄与するため社会福祉事業を中心に良質な福祉サービスの提供に努めるとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた自主的な社会貢献活動の実施が期待されており、その取り組みの積極的な実施を推進することが重要です。

→ 【区役所】それぞれの施設や団体の専門性や特徴で連携できる環境づくり

・高齢者や障がい児・障がい者、子育て支援など関係機関との連携

☆市民・団体・施設などの関連する活動

子育て支援施設の地域子育てサロンの出前講座・出張相談や施設見学・体験学習、ボランティアの受け入れ、子育てに関する相談や情報提供、高齢者・障がい児・障がい者施設職員による出前講座や、利用者との交流。施設見学や体験学習、ボランティアの受け入れ、施設利用に関する相談や専門分野の相談 など

取り組み4 福祉サービス利用の支援と制度の狭間にある方々への支援

市民が主体的に福祉サービスを選べるようになってきた中で、「福祉サービスを選び、決定すること」が困難な人への支援も、同時に充実させていかなければなりません。支援するサービスとして、日常生活自立支援事業及び成年後見制度、市民後見制度があります。

高齢者支援や障がい児・障がい者支援など個別分野の福祉サービスは充実してきましたが、現在の各福祉制度で支援の難しい、いわゆる制度の狭間にある方々への支援や、軽易な手助けなど公的なサービスでは対応できない多様なニーズに応えるための体制づくりに取り組むことが重要です。

→ 【区役所】各種制度や福祉に関するサービスでは対応できない生活課題に対する支援

- ・生活あんしん相談窓口での支援
- ・地域支援機関との連携
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・地域福祉コーディネーターとの連携
- ・ふくしま暮らし支え合いシステム（福島お助けネットワーク）の活用
- ・地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）との連携
- ・高齢者や障がい児・障がい者や子どもなどの関係機関との連携

☆市民・団体・施設などの関連する活動

地域での見守り活動、コミュニティサロンとの連携、ボランティアグループとの連携、専門的な分野の団体等との連携 など

取り組み5 ニーズに応じた新しい活動の開発支援

これまでの地域福祉活動などのさまざまな取り組みによって把握した福祉的なニーズは、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯だけではなく、ニートやひきこもりの家族がいる世帯、障がい

児・障がい者とその介護・支援をしていた親や兄弟といった家族で暮らしている世帯における課題も考慮しなければならないなど、変化する課題のニーズに応じた活動の開発が必要となっています。

→ 【区役所】変化する課題のニーズの分析と新しい活動への取り組みの検討

- ・これまででない新たなニーズ把握のための調査
- ・区社会福祉協議会等と連携した制度づくりの検討
- ・地域支援組織との連携
- ・さまざまな活動を行う団体との情報共有

☆市民・団体・施設などの関連する活動

傾聴ボランティア養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、コミュニティサロン講座、子育て支援ボランティア養成講座、福島お助けネットワークサポーター養成講座、認知症サポーター養成講座など各種養成講座によるニーズに応じた新たな担い手の発掘や育成 など

取り組み6 情報提供と発信の充実

利用者が多様な福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるようにするためには、福祉制度・サービスについて世代に応じたわかりやすい情報提供を行う必要があります。また、その情報が必要な人へ届くよう工夫に努めます。

→ 【区役所】市民、福祉サービスの受け手の視点にたった情報発信

- ・広報「ふくしま」での福祉サービスの周知の充実
- ・ホームページによる情報発信の充実

☆市民・団体・施設などの関連する活動

町会での回覧による福祉制度の情報提供、地域での見守り活動による福祉制度や防犯の情報提供 など

目標B ～つながりづくり～

小地域圏内での支え合いや助け合いの仕組みを支援

取り組み1 ご近所の関係づくりと地域の連携「近助（きんじょ）」

地域でのつながりの希薄化や生活スタイルの多様化などにより、日常的な支え合い、助け合いが少なくなっています。お互いの顔がわかり、住みやすく、相互に助け合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう幅広い世代に対して意識啓発を行い、助け合いの輪を一層広げる必要があります。日頃からのご近所同士でのコミュニケーションの必要性や、困ったときに助け合うこと“近助（きんじょ）”の大切さなど、住民の支え合い、助け合いの意識を高めます。

→ 【区役所】ご近所の関係づくりや地域連携の啓発

- ・ふくしま暮らし支え合いシステム（福島お助けネットワーク）との連携
- ・「自助（じじょ）・共助（きょうじょ）・近助（きんじょ）」の啓発と推進

☆市民・団体・施設などの関連する活動

要援護者の見守り、子どもの見守り、子育てサロン、ふれあい喫茶、高齢者食事サービス、敬老会、学校でのあいさつの励行や子どもへの道徳心・社会性の育成、あいあいまつり、コミュニティサロン、学校や地域・企業での福祉教育・研修、地域活動者向け研修会、ボランティアの育成、イベント等での障がいに関する理解の啓発 など

取り組み2 地域の交流の場づくり

地域での支え合い、助け合いの仕組みをつくるためには、人々が集うことのできる場が必要です。地域では高齢者や障がいを持った方々、子ども・子育て関係など、さまざまなボランティアグループが活動しています。

今後もさまざまな住民が参加しやすい場づくり、環境づくりを進める必要があります。

→ 【区役所】福島区社会福祉協議会・社会福祉施設連絡会等と連携し、住民同士が交流できる場や居場所づくりを支援

- ・コミュニティサロンの広報支援
- ・ボランティア・市民活動センターとの連携

☆市民・団体・施設などの関連する活動

子育てサロン、ふれあい喫茶、高齢者食事サービス、点訳絵本ボランティア、手話サークル、おもちゃ病院、絵本の読み聞かせの会、あいあいまつり、コミュニティサロン、福島区ボランティア・市民活動センター登録団体の活動 など

取り組み3 地域における見守りネットワーク体制の強化

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、いわゆる「孤立死」に代表されるような社会的孤立の広がりなど、地域における生活課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。

これまで要援護者を見守り、支える活動は、市民同士や関係機関がネットワークを構築し、各地域の実情に応じた体制で取り組みが進められてきました。

今後、少子高齢化の一層の進行が見込まれる中で、要援護者の見守り体制の強化が課題となっています。

福島区内の地域の中には、地域活動を通しての安否確認や要援護者の見守り名簿を活用し、訪問や特殊詐欺（還付金・振り込め詐欺など）の注意喚起を行うなど、積極的に地域での見守り活動を行う地域もあります。

→ 【区役所】福島区社会福祉協議会見守り相談室と連携し、ネットワークを強化

- ・見守り相談室と連携した要援護者名簿の作成や孤立世帯への専門的対応
- ・認知症高齢者等見守りネットワーク強化
- ・地域支援機関との連携

☆市民・団体・施設などの関連する活動

地域行事やボランティアを通じた見守り活動、あいさつなどの声掛け、子どもの見守り、配食サービス、救急カプセル、お守りキーホルダー、キャラバン・メイト連絡会、認知症サポーター養成講座 など

取り組み4 災害時要援護者支援体制の強化

「災害時要援護者」とは、地震や風水害などの災害が発生し、安全な場所への避難が必要な時に、自分の力だけでは避難できない人たちです。また、避難所での生活においても、周りの人の手助けや特別な配慮が必要な人たちです。避難時に隣人や友人など地域で助け合う「共助（きょうじょ）」は大変重要です。

実際に要援護者の情報を活用して、避難者の受付時に避難状況の確認や見守り活動対象者を救出・搬送する訓練に取り組む地域もあります。

→ 【区役所】地域防災力の向上

- ・「自助（じじょ）・共助（きょうじょ）」の重要性の啓発
- ・要援護者の避難行動を考慮した防災訓練の支援
- ・出前講座やワークショップ
- ・避難生活で特別な配慮が可能な避難施設（福祉避難所）の確保
- ・学校における防災教育支援

☆市民・団体・施設などの関連する活動

要援護者名簿を活用した防災訓練、車いすでの避難訓練、小中学校における防災訓練や授業、災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンター設置運営訓練 など

目標C ～地域づくり～

地域福祉活動に主体的に参加する人づくりや組織を支援

取り組み1 地域福祉を支える人材づくり

地域では、地域活動協議会や町会、女性会、地区・校下社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアなどのさまざまな団体が地域課題の解決のために活動しています。このように、さまざまな団体が主体的に関わることが地域福祉の推進に重要となりますが、一方でいつも同じ人が地域の担い手として対応している、後継者がいないといった課題があり、活動者のすそを広がっていく取り組みが求められています。

→ 【区役所】さまざまなノウハウを持つ人材を地域の福祉活動に連携できる環境づくり

- ・地域での活動者や将来の担い手を対象とした研修会
- ・さまざまな活動を行う団体との情報共有

☆市民・団体・施設などの関連する活動

ボランティア養成講座（傾聴ボランティア養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座、コミュニティサロン講座、子育て支援ボランティア養成講座、福島お助けネットワークサポーター養成講座、認知症サポ

ーター養成講座、ボランティア養成講座など）、ボランティアグループ向け研修（傾聴ボランティアグループフォローアップ研修、音楽ふれあいボランティアグループスキルアップ研修） など

取り組み2 ボランティア活動・NPO活動の推進と活動を行う組織を支援

マンションの管理組合やNPO、市民活動グループなど、さまざまな形のコミュニティがそれぞれの視点で地域を支える組織として活動をしています。例えばマンションが多い地域では、既存の自治組織だけでなく、マンションの自治会等もマンション内のコミュニティ活動に取り組む主体となりえると考えられます。このように、地域での活動団体を十分把握し、さまざまな活動主体に働きかけてテーマごと、地域ごとでの地域福祉活動の担い手を広げていくことが重要です。

→ 【区役所】市民のさまざまな立場、幅広い年代、ライフスタイルなど個々の状況に応じた地域福祉活動の担い手の拡大を推進

- ・さまざまなコミュニティや団体が相互に理解・連携できる環境づくり
- ・多様な活動者の地域福祉活動への参画の支援と担い手拡大の推進
- ・地域福祉活動を支援する組織への支援

☆市民・団体・施設などの関連する活動

福島区ボランティア・市民活動センター登録団体の活動、ボランティア・市民活動団体連絡会、コミュニティサロン連絡会・個人ボランティア連絡会との連携 など

取り組み3 人権施策及び福祉教育の推進

地域にはさまざまな考えを持つ人たちが暮らしており、一部の人たちには障がい児・障がい者や高齢者に対する偏見や排除する気持ちなどがまだ残っています。このような偏見や排除する気持ちをなくしていくためには、身近なコミュニティでの啓発活動を進め、地域に住むすべての人の人権意識や福祉意識が自分のものになっていくようにすることが重要です。

地域での見守り、支え合いを進めるためには「支える側の人、支えられる側の人」というように固定された一方通行の援助ではなく、たとえばゴミの搬出を手伝ってもらった高齢者が子どもたちの登下校の見守りを行うというような双方向の援助により、支え合う地域社会を築いていくことが大切です。また、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、学校が地域社会と連携しながら、子どもたちが互いに人間的に成長しあえるような福祉教育を進めていくことで、未来の担い手を育てる事にもつながります。

→ 【区役所】学校や地域と施設が連携した福祉意識醸成につながる人権啓発や福祉教育

- ・学校や施設と連携した福祉教育
- ・福祉制度に関する出前講座
- ・人権啓発

☆市民・団体・施設などの関連する活動

学校などでの福祉教育（車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、聴覚障がいに関する授業、視覚障がいに関する授業、発達障がいに関する授業、生活課題を持つ方々の講話等）、認知症サポーター養成講座 など

4. 期待されるそれぞれの役割

(1) 期待される市民の役割

地域福祉を推進していくためには、サービスの受け手としてだけでなく、市民が積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。地域での支え合い、助け合いの関係をつくっていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分ですぐにでも取り組めることから具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア活動に積極的に参加し、地域社会の一員としての自覚と役割が育成され、地域活動や市民活動が展開されていくことが望まれます。

(2) 期待される地域団体・施設・学校・企業等の役割

地域では福祉活動の充実が図られてきており、各種団体の活動も活発に行われています。市民の身近な地域で活動する地域活動協議会や町会、地域団体、さまざまな属性や多世代のコミュニティ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人等、多くの団体が地域で福祉活動に取り組んでいますが、多種多様な福祉課題が顕著となってきた今、より多くの活動やグループ・団体等が誕生することが期待されています。これらの団体等については、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。また、学校は福祉教育を通じて、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う考え方を学べる場所です。子どもたちが学んだことを活かし、自分ができる事を考えることで福祉の未来につながることを期待されます。

そのため、市民への積極的な情報発信を行うとともに、地域活動協議会や町会、地域コミュニティ・団体が新しい活動者の発掘・養成を行い、地域や市民ニーズに対応した活動の開拓や、よりよい運営等を進め、専門機関・団体・施設などの支援組織や学校、福島区社会福祉協議会、区役所との一層の連携強化が図られていくことが望まれます。

(3) 福島区役所の役割

福島区役所は、地域福祉の推進にあたり福祉の向上をめざして、福祉施策を効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

区役所の全庁的な体制のもと、各事業を実施するとともに、専門機関・団体・施設などの支援組織、福島区社会福祉協議会、地域で福祉活動を行う関係団体や学校等と連携・協力を図りながら、福島区地域福祉ビジョンを推進していきます。

さらに、市民の地域福祉活動への参画を促すため、福祉的な課題だけではなく、趣味・特技などの他、興味や関心の高いテーマに沿った各種研修や講座などの開催を支援することや、地域活動への参画方法、グループや団体の組織づくりのサポートなど、参加機会の提供の充実に努めるとともに、福島区社会福祉協議会やまちづくりなどを支援する中間支援組織を支援・連携して、各関係機関等とのネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や情報提供の充実に努めます。

(4) 福島区社会福祉協議会の役割

福島区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、福島区役所と共に、地域活動協議会や町会、地域団体、地区・校下社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、さまざまな属性や多世代のコミュニティ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人やボランティア、福祉施設、学校等との連携をさらに深め、福島区地域福祉ビジョンを推進していきます。

また、地域福祉活動を実践するボランティアの育成や資質向上を図るほか、新たな地域福祉活動の担い手やNPOなどの組織を支援するとともに、講座や事業等を実施します。

5. 地域福祉推進の支援体制

「福島区地域福祉ビジョン」は、地域福祉の担い手としてのすべての市民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取り組みを協力して進めていくうえで、方向性を共有するためのものです。

福島区役所と福島区社会福祉協議会は、相互に役割を分担し、連携・協働して地域福祉を推進することを目的とする協定を締結しています。「福島区地域福祉ビジョン」の推進についても、さまざまな活動に取り組む市民や地域活動協議会などの各種地域団体、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体、学校、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターや医療機関などの関係団体に対して、互いに協力・協働することを促進し、両者が中心的な役割を果たしながら地域福祉の推進に取り組みを進めると共に、地域福祉を含めた新しい活動や活動者を発掘・養成することや、福島区社会福祉協議会をはじめとしたまちづくりなどを支援する中間支援組織との連携を深め、福島区民の社会活動参画を推進します。また、取り組みの支援やサポートを通じて行政が地域福祉の推進を支え、子どもから高齢者まで、市民の誰もが住み慣れたまちで安心して安全に暮らし続けられる地域社会の実現をめざします。

6. 「福島区地域福祉ビジョン」の普及啓発

広報紙、ホームページなどにより公表し、周知を図ります。また、講演会の開催等による普及啓発を行い、区民まつりや地域での行事や会議等の機会をとらえて周知を図ります。

第3章

福島区の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 概況

面積	4.67	km ²	
人口	72,484	人	
世帯数	37,510	世帯	
年少人口（15 歳未満）と割合	8,470	人	（11.9%）
老年人口（65 歳未満）と割合	14,181	人	（20.0%）
単身世帯数	18,957	世帯	
高齢者単身世帯数	3,635	世帯	
外国人登録人口	691	人	
身体障がい者手帳交付台帳登録者数	2,774	人	
療育手帳交付台帳登載数	457	人	
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	378	人	
保育所数	14	施設	
保育所入所児	1,445	人	
老人ホーム入所措置者数	25	人	
要介護認定者数	3,132	人	
（内訳）要支援 1	634	人	
要支援 2	590	人	
要介護 1	462	人	
要介護 2	500	人	
要介護 3	356	人	
要介護 4	341	人	
要介護 5	249	人	

【参考資料】

平成 27 年 10 月 1 日実施 国勢調査（％は年齢不詳を除いて算出）

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000379310.html>

[第 1 表 その 2 区別人口分布の概況](#)

[第 3 表 年齢（5 歳階級）別人口](#)

[第 4 表 世帯人員別一般世帯数及び世帯人員](#)

[第 8 表 年齢（5 歳階級）、男女別高齢単身世帯数](#)

[第 13 表 国籍、男女別外国人数・外国人割合](#)

大阪市民局 平成 28 年版「区政概要」

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000363373.html>

10 [健康福祉関係](#)

大阪市福祉局介護保険統計資料（平成 28 年 3 月 31 日現在）

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000133029.html>

[平成 28 年 3 月末 区別要介護認定者数](#)

福島区	国勢調査の推移			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	6,556	6,869	7,611	8,470
15～64歳	39,010	41,919	46,011	48,395
65歳以上	10,143	11,424	12,785	14,181
総人口	55,733	60,959	67,290	72,484

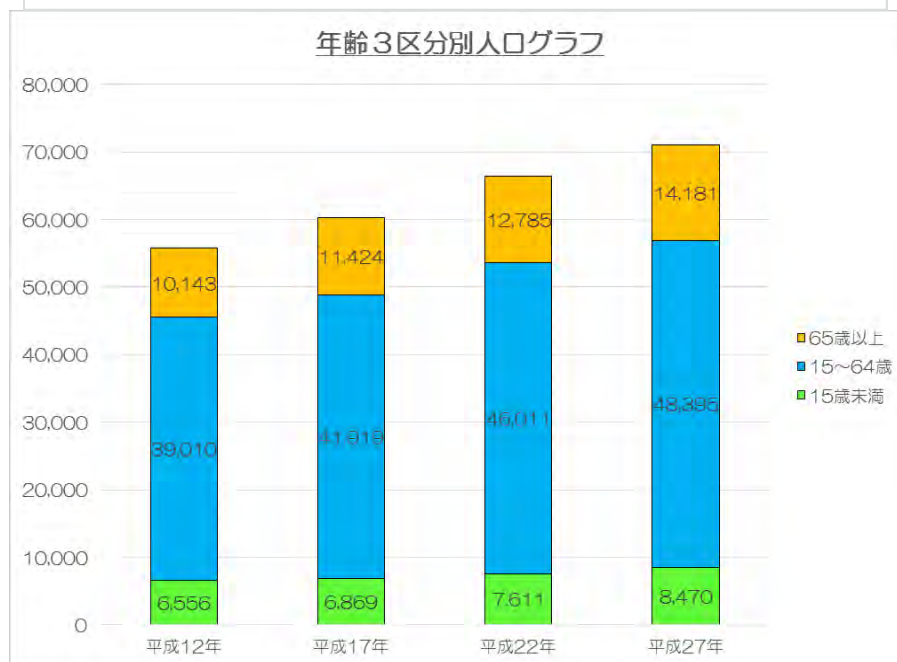
年齢別割合（％）※

15歳未満	11.8	11.4	11.5	11.9
15～64歳	70.0	69.6	69.3	68.1
65歳以上 〈高齢化率〉	18.2	19.0	19.3	20.0

※ 年齢不詳を除いて算出

（単位：人、％）

高齢化率とは、65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合



2. 地域における福祉活動・地域活動の状況

（１）地域での福祉活動

地区・校下社会福祉協議会や地域活動協議会、民生委員・児童委員、地域団体などが福祉・保健を中心として、地域の実情に合わせた友愛訪問等による見守り活動や、ふれあい型高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロンなどのサロン活動、いきいき百歳体操などの健康づくりの活動などが展開されています。

（２）民生委員・児童委員の活動

福島区には、96名（定員）の民生委員・児童委員が委嘱（平成28年12月1日現在）され、高齢者や障がいのある人、子どもの福祉などについて相談を受け、自立を支援する活動を行っています。

（３）地域で取り組まれている活動

各地域では、地域の安全を守るため、地域の実情に応じて防犯カメラの設置や犯罪の発生を未然に防止するための青色防犯パトロール、児童の登下校の見守り活動、防犯の啓発活動などを自主的に取り組んでいます。

防災についても、地域が主体となって、福島区役所や福島区社会福祉協議会、水防団、小中学校、福島消防署、地元企業などと協力・連携し、市民が参加しての地震・津波避難訓練や避難所開設訓練、防災研修会などを実施しています。

（４）サロン活動

さまざまな属性、多世代の市民が集い交流し顔の見える関係をつくるための拠点となるサロンは、趣味活動やレクリエーションなどの楽しみを通じて、気軽に自由にどなたでも参加できる交流の場であり、身近な地域での仲間づくりの場です。個人の住宅、法人等の施設、マンションの共用スペース等で実施され、いろいろな方々が楽しくいきいきと過ごせる地域づくりとして福島区内でも多数取り組まれています。

（５）有償活動

地域の中で、高齢の方や障がいのある方に対して、掃除、付き添い、食事づくり、片付け、身の回りのお世話などを一定の金額で、ボランティアとして市民同士で支え合う活動を行っています。

（６）ボランティア市民活動団体の活動

福島区ボランティア・市民活動センターには、地域に根ざして活動するボランティアグループや個人ボランティアが登録し、福祉ニーズに対応した活動を行っています。また、企業の社会貢献活動やNPO等の福祉に関する活動も行われています。

（７）学校での福祉教育

福島区内の学校では、子どもの発達段階や学校の実態、地域の特性を活かし、計画的に福祉教育に取り組まれています。子ども達は、学校生活の中でさまざまな活動を通じて子ども同士、あるいは教職員との間でさまざまな「ふれあい」を体験し、それらの体験が人間としての成長の糧となり、思いやりの心や助け合いの心、協力することなどを学びとっています。学校での教育を通じての福祉教育は、福祉に関する理解と関心を深め、自分のことも周りの人も大切にすることを学び、福祉のこころを育んでいます。

（８）地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の活動

地域包括支援センターや総合相談窓口（ブランチ）は、地域で暮らす高齢者の方々が住み慣れたまちで安心してその人らしい生活が続けられるよう、さまざまな関係機関と協力しながら、高齢者や家族等の方々を支援する機関です。介護サービスの利用、認知症や介護の悩みなどの総合相談をはじめ、介護予防ケアマネジメントや虐待予防、権利擁護などの支援を行っています。

3. 福島区における社会福祉・医療事業の施設・事業所の状況

(1) 高齢者福祉施設・事業所数（平成 29.7.1 現在）

居宅介護支援事業所	28ヶ所
訪問介護事業所	32ヶ所
通所介護事業所	16ヶ所
通所リハビリ事業所	3ヶ所
訪問看護事業所	13ヶ所
訪問リハビリ事業所	2ヶ所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1ヶ所
福祉用具事業所	6ヶ所
介護老人保健施設	1ヶ所
有料老人ホーム	3ヶ所
小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
高齢者向け住宅	2ヶ所
グループホーム	4ヶ所
特別養護老人ホーム	2ヶ所

(2) 児童福祉施設・事業所数（平成 29.8.1 現在）

保育所・園	16ヶ所※
小規模保育（2歳まで）	8ヶ所
※概況（P19）の参考資料の時点より平成 29 年 8 月 1 日現在までに 2 施設増加	
地域子育て支援拠点（つどいの広場事業）	2箇所

(3) 障がい児・障がい者施設・事業所数（平成 29.7.1 現在）

障がい児を対象としたサービス事業所	
・児童発達支援	7ヶ所
・放課後等デイサービス	8ヶ所
・障がい児相談支援	5ヶ所
障がい福祉サービス事業所	
・居宅介護	30ヶ所
・重度訪問介護	30ヶ所
・同行援護	18ヶ所
・短期入所（ショートステイ）	1ヶ所
・生活介護	4ヶ所
・施設入所支援	1ヶ所
・就労移行支援（一般型）	2ヶ所
・就労継続支援（A型）	4ヶ所
・就労継続支援（B型）	4ヶ所
・共同生活援助（グループホーム）	8ヶ所
・計画相談支援	7ヶ所
障がい者支援施設	1ヶ所
移動支援事業所	24ヶ所
日中一時支援事業所	1ヶ所
地域移行支援事業所	3ヶ所
地域定着支援事業所	3ヶ所

(4) 医療関連施設・事業所数（平成 28.10.1 現在）

福島区医師会加入病院・医院数	73ヶ所
福島区歯科医師会加入歯科医院数	55ヶ所
福島区薬剤師会加入薬局数	43ヶ所

4. 地域における社会問題

(1) 高齢化の進行と地域包括ケアシステムの構築

平成 27 年の国勢調査では、福島区における前期高齢者（65～74 歳）数は、7,522 人、後期高齢者（75 歳～）数は 6,659 人、高齢化率は 20.0%となっています。平成 12 年と比較すると、前期高齢者は約 1.27 倍に増加しているのに対して、後期高齢者は約 1.57 倍に増加しており、後期高齢者数の増加率が増加しています。なお、大阪市全体でも平成 12 年と比較すると、前期高齢者は約 1.27 倍、後期高齢者は約 1.87 倍に増加しており、後期高齢者の伸び率は高くなっています。

地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援の必要な方々への見守り活動の体制づくり、緊急時の一時的な援助、関係機関と連携して福祉の制度につなぐ地域福祉活動の支援や体制づくりが極めて重要です。

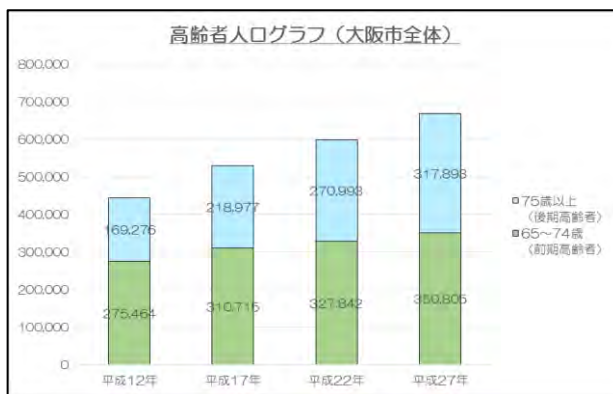
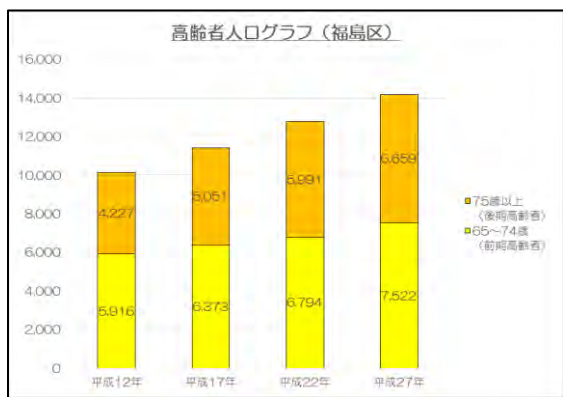
福島区	国勢調査における高齢者人口の内訳推移			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65～74歳 〈前期高齢者〉	5,916	6,373	6,794	7,522
75歳以上 〈後期高齢者〉	4,227	5,051	5,991	6,659
65歳以上	10,143	11,424	12,785	14,181
年齢別割合（％）※				
総人口	55,733	60,959	67,290	72,484
高齢化率	18.2	18.7	19.3	20.0

※ 年齢不詳を除いて算出

（単位：人、％）

高齢化率とは、65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合

大阪市	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65～74歳 〈前期高齢者〉	275,464	310,715	327,842	350,805
75歳以上 〈後期高齢者〉	169,276	218,977	270,993	317,893
65歳以上	444,740	529,692	598,835	668,698
年齢別割合（％）※				
総人口	2,598,774	2,628,811	2,665,314	2,691,185
高齢化率	17.1	20.4	22.7	25.3



また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる様、介護だけでなく医療や予防、生活支援、住まいに関する支援、さらには食に関する支援など、サービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



【参考資料】

厚生労働省ホームページ 地域包括ケアシステム

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/

(2) 少子化と子育て家庭の福祉的課題

平成25年の福島区における出生率（人口千人あたりの出生率）は、10.6‰となっており、平成22年の出生率10.8‰と比較すると少し低下しています。

また、大阪市全体や全国的にも長期的な少子化の傾向が顕著になっています。

少子化の進行とともに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中で、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加しています。

福島区では、平成25年度から「安心して子育てできるまちづくり」をめざして、待機児童の解消や子育て中の親子の交流などを進め、子育て環境の充実に取り組んできました。また、小中学校に通うすべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、就学中の子どもを持つ親に対して学校を通じた支援にも取り組んできました。

これからも、保育サービスの供給量を増やして区内の待機児童を解消するため、保育所整備を進めるとともに子育て中の親子の育児不安の解消に向けて、相互交流の場の提供を行うなど、友達や仲間が増え、地域でのさまざまな交流が活発に行われるような取り組みを進めます。

出生数					
【福島区】					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
出生数（人）	506	511	575	728	753
人口千対（‰）	9.2	9.2	9.4	10.8	10.6
【大阪市】					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
出生数（人）	24,467	24,136	21,913	23,061	22,626
人口千対（‰）	9.4	9.3	8.3	8.7	8.4
【全国】					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
出生数（人）	1,187,067	1,190,547	1,062,530	1,071,304	1,029,816
人口千対（‰）	9.5	9.4	8.3	8.4	8.2
出生数：厚生労働省「人口動態統計」					
計算人口：平成7・12・17・22年 国勢調査総人口 平成25年 推計人口					

【参考資料】

大阪市健康局 ちょっと見てみよう！大阪市民の健康情報

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371522.html>

[出生数・出生率](#)

（３）人権の尊重と福祉教育の推進

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、人権が尊重されなければなりません。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障がいのある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題や、最近では野宿生活者（ホームレス）やＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、ＬＧＢＴ等に対する偏見や排除等、多様な課題が存在しています。

人は一人ひとりみんな違うということ、そして、違うがゆえに一人ひとりが尊重されなければならないという理念に立って、「みんな違ってみんないい」という“違いを豊かさ”にした考え方を大切にするということが重要です。

また、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、学校が地域社会と連携しながら、子どもたちが互いに人間的に成長しあえるような福祉教育を進めていくことも大切です。子どもたちが、障がい児・障がい者や高齢者などとの出会いやふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支え合うことの素晴らしさにふれるような福祉教育を推進することが重要です。

（４）障がい児・障がい者の自立支援

障がい児・障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるためには、施設中心の支援から、地域生活の中での自然な交流を通じた、障がいのある人ない人の相互理解を促進するとともに、障がいのある人の多様なニーズに対応するため、

生活関連施設も含めたバリアフリー化を進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。また、発達障がいのある子やその保護者が抱える問題は、その子どもの個性や発達の状況等によって多様であることから、その子や家族に応じたきめ細かな支援が必要です。安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一つとして、できるだけ早期の段階から、就学前、学齢期を通じた適切な発達を支援するとともに、障がいのある子どもを抱え悩んでいる保護者が気軽に相談できる支援体制を構築する必要があります。

平成 24 年 4 月より障がい児・障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくため、相談支援にかかる法改正が行われました。そのなかで障がい福祉サービスの支給決定のプロセスの見直しとして、平成 27 年 4 月よりすべてのサービス申請時にサービス等利用計画書の添付が義務付けられ、相談支援体制の強化が求められています。

障がい児・障がい者の自立と社会参加を一層推進していくため、よりニーズに合ったサービスの利用に結びつくよう相談支援について広く周知し、相談支援サービスの利用を進めていく必要があります。

（５）虐待や社会的孤立の増大

高齢者や児童への虐待、夫婦間の暴力などの相談が増加しています。平成 28 年度は、福島区において高齢者虐待相談 15 件、DV（ドメスティックバイオレンス：配偶者や恋人などによる暴力）相談 17 件、児童虐待にかかる相談 131 件が福島区役所に寄せられています。

また、外に出て活動することがなくなり、家庭内に閉じこもっている高齢者、地域とのつながりが少なく、介護や育児の負担を一人で抱え込んでいる介護者や養育者、就業等による社会参加ができず、ひきこもりがちな若者など、複合的な課題を抱えて支援を必要としながら、社会的に孤立し、適切な支援につなげていない人々が増えています。

こうした状況をふまえ、積極的に向かい合いをつなぐとともに、地域のなかで役割や居場所を見つけ、孤立状態に戻ることを防止するような支援の取り組みも必要となっています。

（６）生活保護の現状

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として制定されたもので、真に困窮する人たちの最後のセーフティネットです。

平成 29 年 3 月現在（速報値）、生活保護世帯は本市においては約 1,376 千世帯中、約 115 千世帯で割合は約 8.42%、福島区においては 38 千世帯中約 700 世帯で割合は約 1.84%となっており本市の区の中で最小の保護率（割合）となっています。

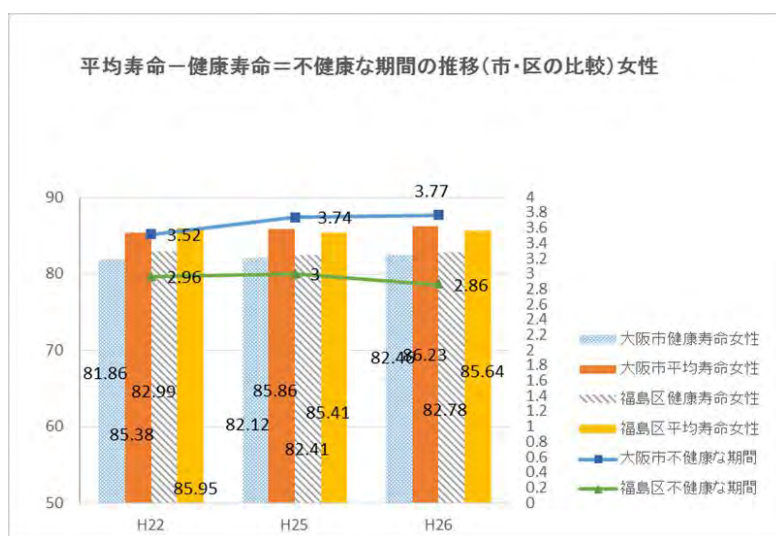
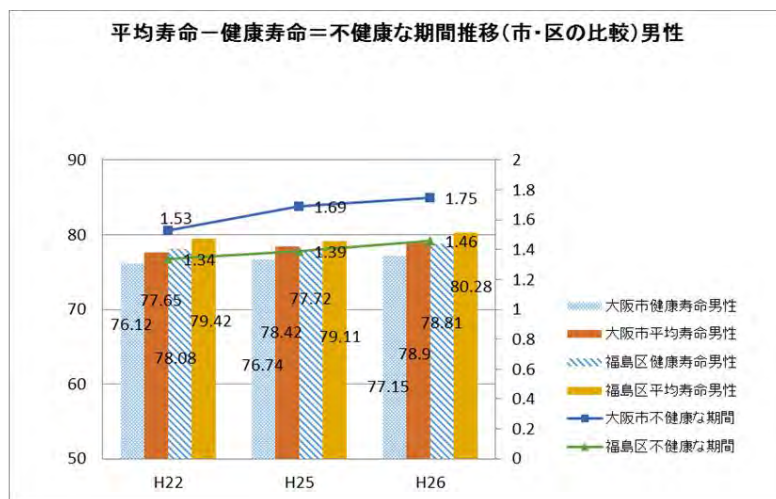
リーマンショック以降、平成 25 年度までは被保護世帯数や世帯保護率の上昇傾向が続いていましたが、以降は減少に転じています。これは景気の一定の回復と平成 24 年度より全区に生活保護適正化チームを配備し保護費の不正受給の低減に努めてきた成果であり、政令市で唯一、微々減となっています。今後も引き続き保護費の不正受給対策はもとより、医療面においても生活保護受給者の医療機関の頻回、重複受診などについても是正していきます。

生活保護制度には、多くの課題があり、本市を初めとした地方自治体は、この間、様々な改正等を要望してきました。法改正等により是正されたものも多くありますが、まだまだ課題が残っている状況です。今後も国に対し制度の改正等の要望を行いながら、被保護世帯の自立助長などに向けて、日々支援を行い、制度の適正な運用に努めてまいります。

(7) 健康寿命の延伸

生存期間を健康な期間と不健康な期間に分け、集団における各人の健康な期間の平均を求めると、これが健康寿命の指標となります。

次のグラフは平均寿命から健康寿命を引き不健康な期間を大阪市と福島区を男女別で推移したものです。平均寿命の延びに伴い不健康な期間も延伸しています。福島区は、男性は平均寿命が年々上昇し健康寿命も上昇、大阪市平均より良い状況です。女性も同傾向で、不健康な期間がやや低下しており、男性より良い状況と言えます。



自立期間の延伸が阻害される原因は要介護状態になることですが、要介護になる原因として最も多い疾患は、平成25年度国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、要支援者では「関節疾患」が20.7%で最も多く、次いで「高齢による衰弱」が15.4%となっている。要介護者では「脳血管疾患(脳卒中)」が21.7%、「認知症」が21.7%と多くなっている。今後は、介護予防や生活習慣病への対策が課題となります。

※ 健康寿命とは「ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称」を指します。

(8) 地域福祉活動の担い手や場所の拡大

福島区内では全地域において地域活動協議会が形成され、現在ではさまざまな活動主体が協働し、地域特性に応じた取り組みが行われています。

また、区内の子育て支援やイベント、介護施設、障がい児・障がい者施設などさまざまな場所で登録されたボランティアが活躍することが、広く地域に開放された風通しの良い環境づくりにも貢献しています。

地域課題に即した活動ができるボランティアの存在の重要性はますます注目され、その活動内容は多様化し広がりを見せています。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加し、家族や地域における関わりが希薄化する中で、多様な生活課題を解決するためには、地域福祉活動に担い手として参加する人を増やし、その人たちがさまざまな場面でそれぞれの長所を発揮し、補い合うことのできる取り組みを進める必要があります。支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、新たな地域活動の担い手を育成するとともに、保健・医療・福祉の関係者やボランティア・NPO・企業など、地域に関わる多様な活動主体が協働し、地域社会全体で支えていく必要があります。

（９）地域防災力の強化

近い将来、発生すると想定されている南海トラフ巨大地震により、福島区でも津波による被害が想定されていますが、災害発生の恐れがある時や災害発生時、公的機関による避難支援や救出、救護には限界があります。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の98%が「自助」※1「共助」※2で助けられました。

災害発生時、自力では避難できない方の避難支援や、被災者を救出・救護するためには、市民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、互いに協力し合い、助け合い、行動ができるように日頃から地域で防災訓練を行うなど、地域防災力の強化が重要です。

※1 自助…自分（家族）の命を自分（家族）で守ること

※2 共助…地域のみなさんで互いに助け合うこと

5. 法律等の施行と改正

（１）地域包括ケアシステムの構築

平成 26 年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）が制定され、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざして介護保険法（平成9年法律第 123 号）が改正されました。平成 29 年4月に予防給付（訪問介護・通所介護）について、市町村が地域の実情に応じた取り組みを行う地域支援事業を実施することになり、これまでの介護事業者だけでなく、地域団体やNPO等多様な担い手によるサービス提供が求められています。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが重要となっています。在宅医療・介護の連携を推進するため、市町村が中心となって医師会等と連携しながら、連携体制の構築を進めます。

（２）子ども・子育て支援施策

国においては、子ども・子育て関連三法が制定され、平成 27 年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。

本市では、平成 26 年に一部改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体として策定した「大阪市子ども・子育て支援計画（平成 27～31 年度）」に基づき、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進しています。

（３）子どもの貧困対策

我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しい事情などを踏まえて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、この法律に基づいて「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成 26 年 8 月に策定されました。

本市では「大阪市こども・子育て支援計画」において、子どもの貧困を本市の主な課題として新たに位置づけるとともに、平成 28 年 2 月には「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を立ち上げ、市長を本部長として子どもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進することとしています。

（４）ひとり親家庭等自立支援施策

国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭支援施策を強化するため、平成 26 年 10 月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正施行されました。平成 27 年 12 月には、子どもの貧困対策会議で「ひとり親家庭・多子世帯自立応援プロジェクト」が決定され、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築するため、自治体の窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくりや学習支援の充実、親の就労に向けての資格取得の支援の充実及び児童扶養手当の充実に取り組むこととしています。

本市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27～31 年度）」を策定し、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進しています。

（５）生活困窮者支援施策

これまでの福祉制度は「高齢者」「障がい児・障がい者」「児童」といった特定の対象者や分野ごとに展開されてきました。各種の制度・福祉サービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じた枠組みとなっており、それぞれ実績をあげています。

しかし、近年の生活困窮に関する課題は経済的な問題だけではなく、社会的な孤立や医療問題など複合的な問題を抱える場合や、本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。このような状況を踏まえ、個別の制度の狭間にある方々に対しての支援策が求められていました。

このため、経済的困窮や社会的孤立状態のため最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（以下「生活困窮者」という）を対象に、「第２のセーフティーネット」として、平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行され、福島区では委託により「生活あんしん相談窓口」を設置しました。生活困窮者や現行制度のみでは支援が難しい、いわゆる制度の狭間にある方々の自立に向けた思いに寄り添いながら、課題が複雑化・深刻化する前に一人ひとりに適したオーダーメイドの相談支援を行い、安心して自分らしい生活ができるよう、また、その生活を維持向上できるよう、関係機関等と適切に連携しながら、生活保護に至る前の段階で自立の促進を図っています。

また、生活保護の適用が必要と思われる場合や、自立による生活保護廃止以降も安定した生活を維持するための見守り支援が必要な場合など、生活保護担当との相互連携も適切かつ迅速に行っています。

6. 区民モニターアンケートにおける区民意識の状況【参考】

平成 26～27 年度に実施した区民モニターアンケートにおいて、地域福祉関連のアンケートの結果は次のとおりである。

平成 26 年度 第 1 回区民モニターアンケート

Q これからの福島区では、どのようなまちづくりを重視すべきとお考えでしょうか（2 つ以内）

回答数：168

（単位：％）

犯罪のないまちづくり	44.0%
高齢者や障がい者などだれもが安心して暮らせるまちづくり	36.3%
子育てがしやすいまちづくり	27.4%
地域住民の交流や隣近所での助け合いが活発に行われるまちづくり	22.0%
災害に強いまちづくり	21.4%
花と緑にあふれ環境にやさしいまちづくり	17.3%
にぎわいのあるまちづくり	11.9%
スポーツや文化活動（生涯学習を含む）が活発なまちづくり	8.3%
その他	0.6%
不明	1.2%

これからの福島区のまちづくりに対しては、44.0%が「犯罪のないまちづくり」、36.3%が「高齢者や障がい者などだれもが安心して暮らせるまちづくり」を重視すべきと考えている。また、27.4%が「子育てがしやすいまちづくり」、22.0%が「地域住民の交流や隣近所での助け合いが活発に行われるまちづくり」、21.4%が「災害に強いまちづくり」を重視すべきとしている。

Q 地域住民の交流や隣近所での支え合い・助け合い活動を活発にするために、今後、重点的に取り組むべきことは何でしょうか。（2 つ以内）

回答数：168

（単位：％）

区民まつりなど住民交流につながるイベント・行事の実施	36.3%
地域活動に関する情報発信	31.0%
住民交流や支え合い・助け合いを目的とする地域活動への支援	28.0%
地域公共人材の積極活用	23.8%
区役所、社会福祉協議会など関係機関の連携強化	18.5%
住民交流や支え合い・助け合いの意識を高めるための啓発活動	15.5%
地域活動のリーダー養成や担い手づくりに対する支援	13.1%
その他	0.0%
特になし	2.4%
不明	0.6%

“地域住民交流や隣近所での支え合い・助け合い活動の活性化”に向けては、36.3%が「区民まつりなど住民交流につながるイベント・行事の実施」、31.0%が「地域活動に関する情報発信」、28.0%が「住民交流や支え合い・助け合いを目的とする地域活動への支援」に取り組むべきと考えている。

- Q 福島区を高齢者や障がい者などだれもが安心して暮らせるまちにするために、今後、重点的に取り組むべきことは何でしょうか。(2つ以内)

回答数：168

(単位：％)

地域における支え合い・助け合い活動への支援	40.5%
バリアフリー化の推進	33.9%
身近な相談場所の確保	32.1%
災害時の避難行動要支援者対策	23.2%
区役所、社会福祉協議会など関係機関の連携強化	19.6%
活動団体に対する支援	19.0%
人権啓発事業の推進	3.0%
その他	4.8%
不明	0.6%

“高齢者や障がい者などだれもが安心して暮らせるまち”にするためには、40.5%が「地域における支え合い・助け合い活動への支援」、33.9%が「バリアフリー化の推進」、32.1%が「身近な相談場所の確保」に取り組むべきと考えている。また、23.2%は「災害時の避難行動要支援者対策」に取り組むべきとしている。

平成27年度 第2回区民モニターアンケート

- Q 地域での住民同士の「つながり」や「きずな」について、あなたはどうお考えですか。

回答数：341

(単位：％)

大切である	51.0%
どちらかといえば大切である	42.8%
あまり大切ではない	5.9%
大切でない	0.0%
無回答	0.3%

「大切である」「どちらかといえば大切である」の合計が約94%になり、「つながり」「きずな」が大切と思っている。

- Q あなたは身近な地域の社会環境をよくするために、市民や地域の各種団体、NPO法人、ボランティア団体、事業者などが地域を中心に取り組む公益的な活動に参加していますか。

回答数：341

(単位：％)

はい	12.9%
いいえ	85.0%
無回答	2.1%

活動に参加している区民は約13%。85%の区民は参加していないが、若年層ほど参加していない傾向が高い。

Q ご近所の誰かが助けを必要としたときに、あなたは手を差し伸べたいと思いますか。

回答数：319

(単位：％)

そう思う	45.5%
少し思う	42.3%
あまり思わない	4.1%
思わない	0.3%
わからない	5.6%
無回答	2.2%

「そう思う」45.5%、「少し思う」42.3%と手を差し伸べたいと思っている区民が大多数を占めている。

【用語解説】

【あ行】

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間の組織。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。

LGBT（エル・シー・ピー・ティー）

「L」は Lesbian：レズビアン（女性同性愛者）、「G」は Gay：ゲイ（男性同性愛者）、「B」は Bisexual：バイセクシュアル（両性愛者）、「T」は Transgender：トランスジェンダー（性同一性障がいなどの性別違和）の頭文字をとった略語。トランスジェンダーは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人のことです。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者（性的指向、性自認に関するマイノリティ）といえます。

（参考）出典：「人権が尊重されるまち」指標―大阪府を「人権が尊重されるまち」へー（平成 28 年度版）6 ページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000139537.html>

【か行】

区政会議

基礎自治に関する施策等について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議です。

区民モニターアンケート

区民にモニター登録してもらい、区の事業や取り組みに対する意見や提案を受けるためのアンケート調査。区内在住・在勤等の 18 歳以上の方を対象に実施し、協力してもらうアンケート調査により、的確な区民のニーズの把握に努め、区の施策や事業への反映を図っています。

公的な福祉サービス

税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令等（社会福祉法や介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等）によって、従事者や設備、サービス運営等が定められています。

高齢者食事サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦などを対象に地域のボランティアの方々が、会食のお世話などを行うふれあい型の食事サービス。各地域のコミュニティセンター・福祉センターにおいて、事前申込制で月 1～2 回開催されており、健康の増進や交流を目的としています。また、ふれあい型の他にも大阪府が委託事業で実施する生活支援型もあります。生活支援型食事サービスは、心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または重度の障がいがある方などを対象に、見守りを目的とした配食を行っています。

子育てサロン

子育て中の親子が、自由に遊び、出会い、交流する場のことで、子育てに関しての不安や悩みなどの情報交換ができます。地域のボランティアがコミュニティセンターなどで開催しています。

孤立死

地域社会とのつながりを持たない状態で亡くなり、長期間にわたって誰にも気づかれない状態のことをさします。法的に明確な定義はありません。

【さ行】

社会的孤立

家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態のことをさします。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす方々のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

障がい者相談支援センター

障がいがある人やその家族の地域における生活をサポートするため、福祉サービスの利用援助や相談支援、情報提供を行う機関として市町村が設置しています。

身体障がい者手帳

健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けることを目的に、身体障害者福祉法に基づき、対象者の居住地の都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）が発行する手帳です。

精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定されている手帳です。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し、生活状況や身体状況等も考慮しながら本人の生活や財産を守る制度です。

セーフティーネット

すべての人が安心して安全に暮らせるようにするための、多層的・多面的な支援の機能・仕組みのことをいいます。

【た行】

地域活動協議会

おおむね小学校区を範囲として、地域団体や NPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための組織です。

地域支援機関

地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉・介護関係機関・事業者、きらめきセンター、子ども子育てプラザ、学校園、保育所、警察署、消防署などの組織です。

地域福祉コーディネーター

高齢世帯や一人暮らしへの不安、介護、介助、育児に関する悩み、地域活動への参加など、暮らしに関する悩みや相談を聞き、住み慣れた地域での暮らしとつながりづくりをお手伝いする人材として、平成 28 年度より各地域のコミュニティセンターや福祉センターに「みんなの相談室」を設置し、そこに配置されています。「みんなの相談室」でお聞きした相談内容に応じて、地域の組織や団体、地域活動、社会資源に関する情報提供や、関係する機関、団体、施設等につなぎます。

※「みんなの相談室」の開室曜日や時間は各地域で異なります。

中間支援組織

社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織で、主な役割は、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク促進などです。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人などの親密な間柄で起こる暴力を、一般的に DV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。

【な行】

ニート

総務省が行っている労働力調査において、15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方を、いわゆるニートとして定義しています。

認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きの悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）をさします。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気です。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたります。

【は行】

発達障がい

発達障がいとは、「発達障害者支援法」には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」とされています。

ひきこもり

一般的には、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。

福祉教育

身近なところで暮らしている高齢者、障がい児・障がい者、外国人など、さまざまな生活や生き方があることを、実践を通じて気づき、福祉問題・福祉活動の意味や価値・役割・理念などを学ぶことです。

福祉避難所

災害時に高齢者や障がい児・障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など災害時避難所では避難生活に支障をきたす人たちのため、何らかの特別な配慮がされている避難所のことをいいます。

ふれあい喫茶

地域のコミュニティセンターや福祉センター等で月 1～2 回開かれる交流の場。お茶や軽食などを楽しみながらお互いに交流し、ふれあいある地域づくりを目的としています。

ボランティア・市民活動センター

ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介など、ボランティア活動・市民活動を応援・支援する拠点のことです。

【ま行】

見守り相談室

地域における見守りネットワークを強化するために、福島区社会福祉協議会内に設置。支援が必要な高齢者や障がい者などの福祉に関する相談や、見守りや災害時における避難行動に支援が必要な方の名簿登録の受付や相談を行います。また、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカー（見守りネットワーク）が粘り強く訪問（アウトリーチ）するなどにより地域の見守りや専門的支援につなげています。その他、事前登録している認知症高齢者等が行方不明となった場合に、氏名や身体的特徴等の情報を地域の協力者にメール・FAX により配信し、行方不明時の早期発見・保護につなげています。

【や行】

要援護者

日常的な見守りや災害時における避難行動に支援が必要な方で、主には高齢者や障がい児・障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などです。

【ら行】

療育手帳

知的障がい児及び知的障がい者を対象に都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）が発行する手帳です。

福島区地域福祉ビジョン策定委員会名簿

区長アドバイザー	竹村 安子
区政会議 保健福祉・総務部会	三木 一誠
区政会議 保健福祉・総務部会	和田 和子
区政会議 保健福祉・総務部会	渋谷 光央
区政会議 保健福祉・総務部会	植田 哲行
社会福祉法人はづき福祉会 ワークはづき 施設長	水本 英美
株式会社ベネッセスタイルケア グランダ野田 ホーム長	白坂 聡子
関西大学非常勤講師・わっふる合同会社 相談支援センターりんく 管理者	中本 勝也
大阪市立鷺洲小学校 校長	松井 奈津子
福島区社会福祉協議会	河元 義和
福島区社会福祉協議会	山元 智美

※平成 29 年 月現在

順不同

裏表紙のうらページ（余白）

福島区地域福祉ビジョン 平成 29 年（2017 年） 月

発行：福島区役所 保健福祉課 （地域福祉）

電話：06－6464－9857 e-mail: tc0006@city.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/>